

第6 し尿処理事業

1 し尿等処理の現状

(1) し尿等の収集

運搬方法は、旧高松市及び牟礼町の家等から収集したし尿等は、収集車両で直接、朝日町の衛生センターまで運搬していますが、塩江町・香川町・香南町・庵治町・国分寺町・女木町・男木町で収集したし尿等は、効率的な収集運搬を行うため、各地域等に設置しているし尿貯留槽に一時貯留した後、中継輸送車両により衛生センターへ運搬している。

また、本市がし尿等処理業務の事務を受託している三木町及び綾川町で収集されたし尿等についても同様に、それぞれの町のし尿貯留槽に一時貯留した後、中継輸送車両により衛生センターへ運搬している。

(2) し尿等の処理

平成28年度までは、本市のし尿処理施設である亀水町の衛生処理センターでし尿等の処理を行っていましたが、同センターの老朽化やし尿等処理量の減少傾向を踏まえ、経済性の向上と効率的な施設整備・維持管理を図るため、28年度の試行を経て、29年度からは、朝日町の衛生センターでし尿等から砂やし渣等を取り除く前処理を行った後、海底送水管で東部下水処理場へ移送し、東部下水処理場において、下水とし尿等の共同処理を行っている。

2 令和4年度し尿等処理計画（概要）

- (1) 令和4年度は、次の1市2町のし尿（浄化槽汚泥を含む。）を処理する。
（単位：kl）

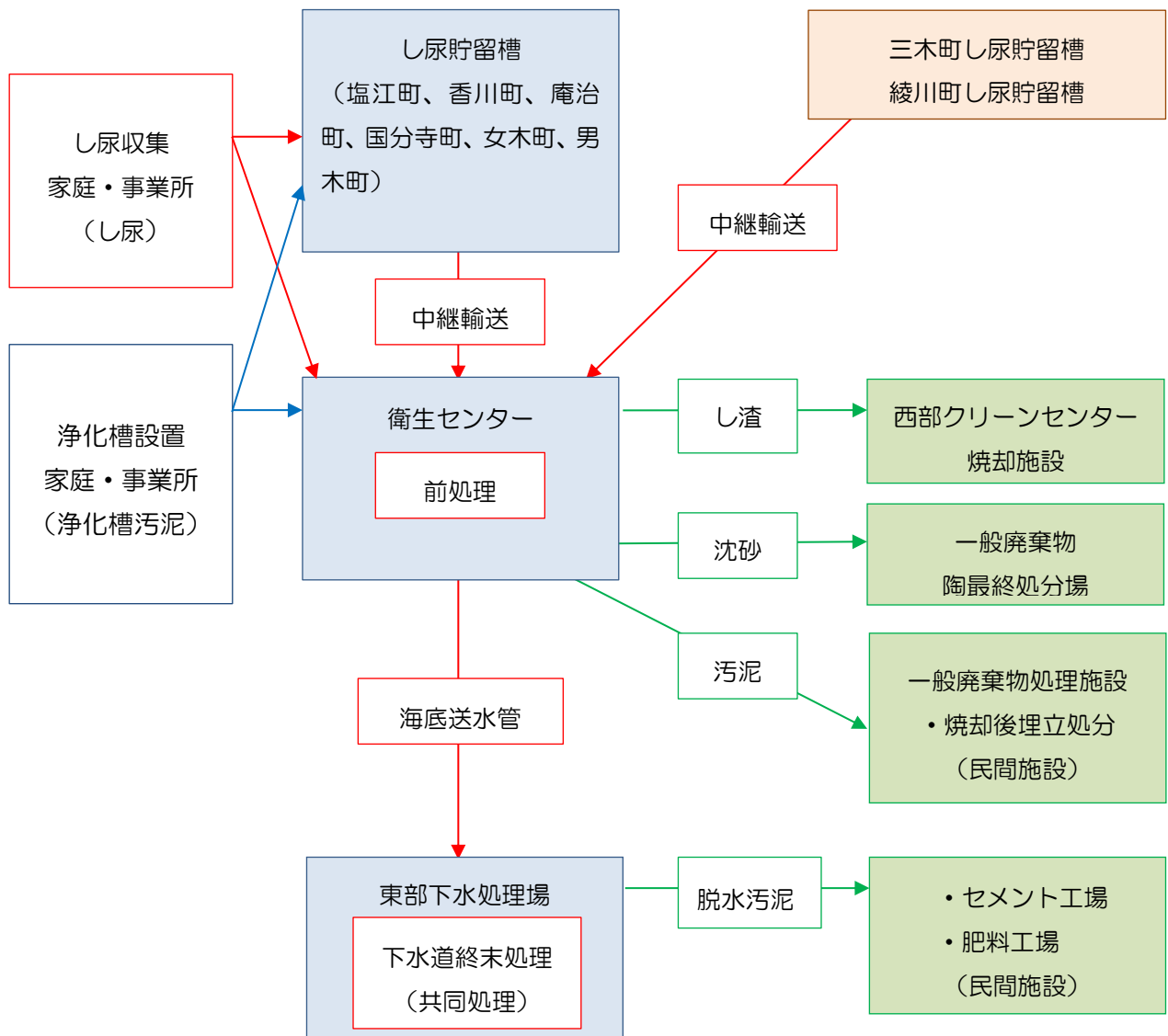
区 分	処 理 量
高 松 市	51,600
三 木 町	8,200
綾 川 町	5,700
計	65,500

※ 三木町、綾川町の処理量は、両町からの申請量

(2) 高松市計画収集処理量 51,600 kl

種 別	収集量 (kl)	常住人口 (人)	世帯数 (世帯)	昼間流入人口 (人)
し 尿	10,700	11,069	5,750	760
浄化槽汚泥	40,900	164,784	74,277	3,040
合 計	51,600	175,853	80,027	3,800

3 し尿等処理の流れ



4 し尿処理施設の概要

(1) し尿処理施設

名 称	衛生センター		
所在地	高松市朝日町五丁目5番56号		
敷地面積	3,378.45㎡		
ア 受入棟、管理棟及び駐輪場			
貯留能力	1,500kl (500kl×3槽)		
工期	着工 平成7年7月20日	竣工	平成9年3月7日
設計・監理	(株)日本環境工学設計事務所		
施設整備工事	西松建設(株)四国支店		
機械設備工事	(株)荏原製作所四国支店		
総事業費	1,689,864千円 (うち組合債1,373,300千円)		
イ 前処理施設			
処理能力	378kl/日		
工期	着工 平成26年12月22日	竣工	平成28年3月15日
設計・監理	(株)NJS西部支社高松出張所		
施工	(株)西原環境西日本支社関西支店		
総事業費	846,748千円 (うち市債641,000千円)		

施設の構造概要

(単位：㎡)

区分	受入棟	管理棟	前処理棟	駐輪場
主体構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
建築面積	929.50	490.82	133.19	12.00
床面積	1 F 921.00	2 F 456.04	4 F 50.11	12.00
	B F 813.64	1 F 460.39	3 F 129.88 2 F 34.90 1 F 129.88	
延床面積	1,734.64	916.43	344.77	12.00
延床面積合計	3,007.84			

脱臭方法

ア 高濃度臭気	生物脱臭+活性炭吸着
イ 低濃度臭気	活性炭吸着

高松市及び三木町・綾川町のし尿等を受け入れ、前処理を行った後、東部下水処理場へ移送し、下水と共同処理を行っている。

「節水型都市づくり」の観点から、中継所屋上(約1,200㎡)の雨水を有効利用するため、雨水・中水合わせて150m³の貯留・受水槽を設置し、トイレ・床洗浄・機器冷却・樹木への散水等に使用している。

(2) し尿貯留槽

名 称	所 在 地	容量(m ³)	備 考
塩江町貯留槽	高松市塩江町安原下第1号382-1	110	
庵治町貯留槽	高松市庵治町3319-3	80	
香川町貯留槽	高松市香川町安原下第3号2273-6	304	
国分寺町貯留槽	高松市国分寺町新名2215-6	125	綾川町に管理委託
女木町貯留槽	高松市女木町字牛力ケ805-2	40	
男木町貯留槽	高松市男木町字大井104-10	30	

5 し尿・浄化槽汚泥処理量実績

(1) 年度別し尿・浄化槽汚泥処理量実績

備考 ・上段=し尿 ・中段=浄化槽汚泥 ・下段=小計

(単位：kl)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高 松 市	12,851	12,339	11,909	10,708	10,705	10,131
	38,074	38,942	38,805	37,999	40,872	40,880
	50,925	51,281	50,714	48,707	51,577	51,011
三 木 町	2,460	2,461	2,107	1,771	1,511	1,573
	5,448	6,048	6,283	6,430	6,243	6,041
	7,908	8,509	8,390	8,201	7,754	7,614
綾 川 町	1,409	1,447	1,346	1,284	1,206	1,151
	3,645	3,906	3,696	3,258	3,668	3,592
	5,054	5,353	5,042	4,542	4,874	4,743
計	16,720	16,247	15,362	13,763	13,422	12,855
	47,167	48,896	48,784	47,687	50,783	50,513
	63,887	65,143	64,146	61,450	64,205	63,368

(2) 令和3年度 月・市町別し尿・浄化槽汚泥処理量実績

備考 ・上段=し尿 ・中段=浄化槽汚泥 ・下段=小計

(単位：kl)

市町		月												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
高松市	し尿	974.46	741.90	900.23	735.33	936.01	814.67	950.67	797.68	944.91	762.67	779.62	792.28	10,130.43
	浄化槽汚泥	3,926.82	3,256.65	3,677.56	3,079.89	2,872.70	2,994.99	3,451.05	3,322.78	3,421.00	3,265.83	3,338.21	4,272.14	40,879.62
	小計	4,901.28	3,998.55	4,577.79	3,815.22	3,808.71	3,809.66	4,401.72	4,120.46	4,365.91	4,028.50	4,117.83	5,064.42	51,010.05
三木町	し尿	157.71	114.01	108.88	164.92	130.00	229.59	39.22	188.45	93.74	97.56	71.47	177.29	1,572.84
	浄化槽汚泥	532.64	425.93	551.80	495.06	510.44	370.44	481.04	421.62	466.72	443.08	549.18	793.08	6,041.03
	小計	690.35	539.94	660.68	659.98	640.44	600.03	520.26	610.07	560.46	540.64	620.65	970.37	7,613.87
綾川町	し尿	103.98	97.75	112.03	89.00	78.40	113.22	78.30	111.01	103.40	83.01	86.91	94.32	1,151.33
	浄化槽汚泥	416.21	332.56	357.89	211.16	192.47	316.99	251.82	299.32	316.87	237.11	283.32	375.93	3,591.65
	小計	520.19	430.31	469.92	300.16	270.87	430.21	330.12	410.33	420.27	320.12	370.23	470.25	4,742.98
合計	し尿	1,236.15	953.66	1,121.14	989.25	1,144.41	1,157.48	1,068.19	1,097.14	1,142.05	943.24	938.00	1,063.89	12,854.60
	浄化槽汚泥	4,875.67	4,015.14	4,587.25	3,786.11	3,575.61	3,682.42	4,183.91	4,043.72	4,204.59	3,946.02	4,170.71	5,441.15	50,512.30
	小計	6,111.82	4,968.80	5,708.39	4,775.36	4,720.02	4,839.90	5,252.10	5,140.86	5,346.64	4,889.26	5,108.71	6,505.04	63,366.90

6 令和3年度し尿処理単価

処理経費 (千円)	処理量 (kl)	処理単価 (円/kl)
270,253	51,011	5,298

7 し尿収集料金の推移 (参考)

し尿収集料金の基準 改定年月日	定額制 (一般家庭)		従量制 (事業所等)	特別料金 (加算)		
	人数割 (1人1カ月につき)	回数割 (1回につき)	(18ℓにつき)	ホース2本 (40m)を超える場合、ホース 1本につき	軽四輪車による収集の 場合、1回につき	一般家庭用無 臭トイレの場合、 1回につき
昭和29年10月16日	円 12	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -
昭和30年4月1日	-	-	12	-	-	-
昭和37年4月1日	-	-	15	-	-	-
昭和39年4月1日	-	-	20	-	-	-
昭和43年4月1日	50	40	25	-	-	-
昭和46年4月1日	60	50	35	-	-	-
昭和48年8月1日	75	60	45	100	100	-
昭和49年7月1日	100	120	60	100	100	-
昭和50年10月1日	110	130	70	100	100	-
昭和52年8月1日	150	160	95	100	200	-
昭和55年1月1日	180	190	115	150	250	250
昭和59年8月1日	230	240	150	200	320	320
平成2年10月1日	290	300	190	250	410	410
平成7年10月1日	330	340	210	280	460	460

※1 平成元年5月1日から当該金額によって積算した合計額に消費税及び地方消費税として100分の3を、平成9年4月1日から100分の5を、平成26年4月1日から100分の8を、成26年4月1日から100分の8を、令和元年10月1日から100分の10を乗じて得た額 (ただし、10円未満の端数金額についてはこれを切り捨てた額) を加算

※2 1歳未満の者は定額制の人数割人員に含めない

※3 高松市国分寺町地区は、平成21年3月31日までは、旧国分寺町の収集料金
平成21年4月1日以降は、高松市の収集料金に統一

8 し尿収集業許可一覧表

(令和4年4月1日現在)

許可期間	業者名	所在地	台数
令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	高松清掃(株) 代表取締役 三日月 善夫	高松市亀岡町14番11号 (TEL 831-1555)	13台 (5台)
令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)高松衛生社 代表取締役 川口 義晶	高松市浜ノ町33番5号 (TEL 851-4525)	8台
令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	農協清掃(株) 代表取締役 黒川 幸典	高松市上之町一丁目9番11号 (TEL 865-6636)	8台 (1台)
令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)新日本清掃 代表取締役 由佐 慎吾	高松市福岡町三丁目6番36号 (TEL 821-6178)	5台 (1台)
令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(株)三木山田清掃 代表取締役 香西 淳史	木田郡三木町大字池戸2960番地 (TEL 898-1445)	2台 (4台)
令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	(有)東讃清掃 代表取締役 眞鍋 一弘	さぬき市長尾東3164番地 (TEL0879-52-2184)	2台
令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	国分寺衛生社 代表 大西 明彦	高松市国分寺町柏原993番地6 (TEL 874-4186)	2台

※ 原則、一般廃棄物収集運搬業(ごみを除く。)の新規許可を行わない。

※ 台数欄の括弧書き内は、予備車等。